

MANABI 外語学院 学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学院は、日本の大学等高等教育機関に入学を希望する外国人および日本での就職を希望する外国人に対して、日本語教育、高等教育を受けるために必要な基礎科目および社会生活に必要なマナーやルールの教育を行う。加えて日本の社会と文化に対する正しい知識を伝達し、国際交流の掛け橋となりうる人材を養成することを目的とする。

(名称)

第2条 本学院は、MANABI 外語学院という。

(位置)

第3条 本学院は、長野県上田市大手2-3-1 YCC 第2ビル内に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本学院は、その教育の一層の充実を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育活動等の状況について自ら点検・報告を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 コース、修業期間、収容定員及び休業日

(コース・修業期間・収容定員)

第5条 本学院のコース、修業期間、収容定員及びクラス数は次の表のとおりとする。

コース名	修業期間	収容定員	クラス数	備考
日本語総合2年コース	2年	80人	4クラス	4月生 …80人
日本語総合1年9か月コース	1年9か月	80人	4クラス	7月生 …80人
日本語総合1年6か月コース	1年6か月	40人	2クラス	10月生 …40人
日本語総合1年3か月コース	1年3か月	40人	2クラス	1月生 …40人
計		240人	12クラス	4月生 …80人 7月生 …80人 10月生 …40人 1月生 …40人

(始期・終期等)

第6条 本学院の各コースは、4月、7月、10月、1月に始まり、3月に終わる。

2 前項の期間を分けて、次の学期とする。

- (1) 4月期： 4月1日から 6月30日まで
- (2) 7月期： 7月1日から 9月30日まで
- (3) 10月期： 10月1日から 12月31日まで
- (4) 1月期： 1月1日から 3月31日まで

(休校日)

第7条 本学院の休校日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日
 - (2) 日曜日
 - (3) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
 - (4) 各学期末の終始期における休校日
 - (5) 夏季休校（原則として8月初旬から8月中旬）
 - (6) 創立記念日（6月18日）
- 2 上記のうち、(4) 各学期末の終始期における休校日、および(5) 夏季休校を長期休暇として定める。
- 3 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず休校日に授業を行うことができる。
- 4 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

(授業の終始時刻)

第8条 授業の終始時刻は、校長が定める。

第3章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

(教育課程)

第9条 本学院の各コース別の授業時数は次のとおりとする。ただし、ここにいる授業時数
1単位は50分とする。

(1) 日本語総合2年コース

授業科目	内容	週当たり授業時数等
漢字	JLPT の N5～N1 レベルの漢字の読み書きの学習	240 時間 (12 週)
総合日本語	主教材を使って、四技能を総合的に高める学習	640 時間 (32 週)
聴解	JLPT の N5～N1 レベルの聴解の学習	160 時間 (8 週)
読解	JLPT の N5～N1 レベルの読解の学習	100 時間 (5 週)
語彙	JLPT の N5～N1 レベルの語彙の学習	70 時間 (3.5 週)
文法	JLPT の N5～N1 レベルの文法の学習	70 時間 (3.5 週)
会話	日常会話の学習、及び議論や討論等の実践練習	60 時間 (3 週)
作文	感想文や意見文の学習、及び実践練習	80 時間 (4 週)
EJU 対策	EJU の日本語の読解、聴読解・聴解、記述の問題練習	60 時間 (3 週)
仕事の日本語	ビジネス日本語やビジネスマナーの学習	40 時間 (2 週)
計		1520 時間 (76 週)

(2) 日本語総合1年9か月コース

授業科目	内容	週当たり授業時数等
漢字	JLPT の N4～N1 レベルの漢字の読み書きの学習	195 時間 (9.75 週)
総合日本語	主教材を使って、四技能を総合的に高める学習	545 時間 (27.25 週)
聴解	JLPT の N4～N1 レベルの聴解の学習	140 時間 (7 週)
読解	JLPT の N4～N1 レベルの読解の学習	80 時間 (4 週)
語彙	JLPT の N4～N1 レベルの語彙の学習	70 時間 (3.5 週)
文法	JLPT の N4～N1 レベルの文法の学習	70 時間 (3.5 週)
会話	日常会話の学習、及び議論や討論等の実践練習	60 時間 (3 週)
作文	感想文や意見文の学習、及び実践練習	70 時間 (3.5 週)
EJU 対策	EJU の日本語の読解、聴読解・聴解、記述の問題練習	60 時間 (3 週)
仕事の日本語	ビジネス日本語やビジネスマナーの学習	40 時間 (2 週)
計		1,330 時間 (66.5 週)

(3) 日本語総合1年6か月コース

授業科目	内容	週当たり授業時数等
漢字	JLPT の N3～N1 レベルの漢字の読み書きの学習	150 時間 (7.5 週)
総合日本語	主教材を使って、四技能を総合的に高める学習	450 時間 (22.5 週)
聴解	JLPT の N3～N1 レベルの聴解の学習	120 時間 (6 週)
読解	JLPT の N3～N1 レベルの読解の学習	60 時間 (3 週)
語彙	JLPT の N3～N1 レベルの語彙の学習	70 時間 (3.5 週)
文法	JLPT の N3～N1 レベルの文法の学習	70 時間 (3.5 週)
会話	日常会話の学習、及び議論や討論等の実践練習	60 時間 (3 週)
作文	感想文や意見文の学習、及び実践練習	60 時間 (3 週)
EJU 対策	EJU の日本語の読解、聴読解・聴解、記述の問題練習	60 時間 (3 週)
仕事の日本語	ビジネス日本語やビジネスマナーの学習	40 時間 (2 週)
計		1,140 時間 (57 週)

(4) 日本語総合1年3か月コース

授業科目	内容	週当たり授業時数等
漢字	JLPT の N3～N1 レベルの漢字の読み書きの学習	125 時間 (6.25 週)
総合日本語	主教材を使って、四技能を総合的に高める学習	375 時間 (18.75 週)
聴解	JLPT の N3～N1 レベルの聴解の学習	100 時間 (5 週)
読解	JLPT の N3～N1 レベルの読解の学習	50 時間 (2.5 週)
語彙	JLPT の N3～N1 レベルの語彙の学習	55 時間 (2.75 週)
文法	JLPT の N3～N1 レベルの文法の学習	55 時間 (2.75 週)
会話	日常会話の学習、及び議論や討論等の実践練習	50 時間 (2.5 週)
作文	感想文や意見文の学習、及び実践練習	50 時間 (2.5 週)
EJU 対策	EJU の日本語の読解、聴読解・聴解、記述の問題練習	50 時間 (2.5 週)
仕事の日本語	ビジネス日本語やビジネスマナーの学習	40 時間 (2 週)
計		950 時間 (47.5 週)

(学習の評価)

第10条 学習の評価は、試験成績、出席状況、授業態度等を総合して決定し、5段階評価とする。

(教職員組織)

第11条 本学院に次の教職員を置く

- (1) 校長
 - (2) 主任教員
 - (3) 教員 12名以上（うち専任6名以上）
 - (4) 生活指導担当者 3名以上
 - (5) 事務職員 3名以上
- 2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。
- 3 校長は、校務をつかさどり、所属教職員を監督する。

第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第12条 本学院への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 12年以上の学校教育、又はそれに準ずる課程を修了している者。
- (2) 正当な手続によって日本への入国を許可され、又は許可される見込みのある者。
- (3) 入学後の生活ができる資金を用意している者、又は入国後の経費を生徒本人に代わり支弁できる経費支弁者を有する者。

(入学時期)

第13条 本学院への入学は年4回とし、その時期は4月、7月、10月及び1月とする。

(入学手続)

第14条 本学院の入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本学院に入学しようとする者は、本学院が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第20条に定める検定料を添えて、指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続きを完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本学院に入学を許可された者は、指定期日までに第20条に定める入学金、授業料、施設費及び必要な書類を添えて、入学の手続きをしなければならない。

(休学・復学)

第15条 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、30日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

- 2 休学した者が復学しようとする場合には、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

(退学)

- 第16条 退学しようとする者は、その事由を記載し校長の許可を受けなければならない。
- 2 退学した者は、退学の日より2週間以内に日本国から出国しなければならない。

(修了・卒業の認定)

- 第17条 校長は、教育課程で定められた各授業科目について第10条に定める学習評価を行い、一定の評価を受けた者に対して当該科目の修了を認定する。
- 2 校長は、本学院の所定の過程を修了した者に対して卒業証書を授与する。

(褒賞)

- 第18条 校長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

(懲戒処分)

- 第19条 生徒が、この学則その他本学院の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったとき、校長は、当該学生に対して懲戒処分を行うことができる。
- 2 懲戒処分の種類は、訓告、停学及び退学の3種とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対してのみ行うものとする。
- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由なく出席が常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第5章 生徒納付金

(生徒納付金)

- 第20条 本学院の生徒納付金は、次のとおりとする。

- (1) 検定料 22,000円(税込)
- (2) 入学金 70,000円(税込)
- (3) 授業料および施設費(税込)

コース名	授業料	施設費
日本語総合2年コース	1,440,000円	100,000円
日本語総合1年9か月コース	1,260,000円	87,500円
日本語総合1年6か月コース	1,080,000円	75,000円
日本語総合1年3か月コース	900,000円	62,500円

(納入)

- 第21条 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料および施設費を所定の期日までに納入しなければならない。
- 2 生徒が休学した場合、前項の規定にかかわらず、その始期に属する月の翌月から授業料および施設費を免除することがある。
 - 3 特別の事由がある場合、第1項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料および施設費の全部又は一部を減免することがある。

(滞納)

- 第22条 生徒が、正当な理由なく、かつ、所定の手続きを行わずに、授業料または施設費を滞納し、その後においても納入の見込みがない場合には、校長は当該学生に対して退学を命ずることができる。

(生徒納付金の返還)

- 第23条 既に納入した生徒納付金は、原則として返還しない。ただし、入学辞退の意思表示をした場合は、検定料と入学金を除いた生徒納付金を返還する。

第6章 雑則

(寄宿舎)

- 第24条 寄宿舎に関する事項は、別に定める。

(健康診断)

- 第25条 健康診断は、毎年1回実施する。

(細則)

- 第26条 この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

附則

この学則は令和8年4月1日より施行する。

附則

1. 平成16年10月1日、施行
2. 平成17年1月1日、一部条文の変更、施行。
 - (1) 変更 生活指導担当者数
 - (2) 変更 学生納付金改定
3. 平成17年10月1日、一部条文の変更、施行。

変更 学生納付金等

4. 平成18年6月1日、一部条文の追加、変更および削除、施行。
 - (1) 追加 第4条 1年3か月コース、1年6か月コース
 - (2) 追加 第5条 開校記念日
 - (3) 変更 第7条 授業の終始時間
 - (4) 変更 第8条 授業時間
 - (5) 変更 第9条 学習の評価
 - (6) 変更 第12条 入学時期を年4回に
 - (7) 変更 第16条 修了・卒業の認定
 - (8) 変更 第19条 出席率
 - (9) 削除 第20条 出席率における優遇処置
 - (10) 変更 第24条 報奨金
 - (11) 追加 第25条 奨励金
 - (12) 変更 第34条 喫煙について
5. 平成19年10月1日、一部条文の変更、施行。
 - (1) 変更 第4条 定員（80名から120名）、クラス数
 - (2) 変更 第10条 教員数
 - (3) 変更 第18条 受験公欠届
6. 平成20年4月1日、一部条文の変更、施行。
 - (1) 変更 第6条 年間授業時間数
 - (2) 変更 第7条 授業の終始時刻
 - (3) 変更 第8条 授業時間
 - (4) 変更 第21条 生徒納付金
7. 平成21年11月1日、一部条文の変更及び追加、施行。
 - (1) 変更 第3条 位置
 - (2) 変更 第5条 学期
 - (3) 変更 第6条 年間授業時間数の改定
 - (4) 変更 第18条 受験公欠届の名称
 - (5) 追加 第25条 奨励金
8. 平成22年1月22日、一部条文の変更、施行。
 - (1) 変更 第26条 懲戒処分の種類
 - (2) 変更 第27条 停学・除籍
9. 平成22年10月1日、一部条文の変更及び追加、施行。
 - (1) 変更 第4条 定員（120名から180名）、クラス数
 - (2) 追加 第10条 教職員組織の人数
 - (3) 変更 第24条 褒賞
10. 平成29年4月1日、一部条文の変更、追加及び削除、施行。
 - (1) 変更 第1条 目的

- (2) 変更 第4条 定員（180名から200名）
- (3) 変更 第5条 始期・終期等
- (4) 変更 第6条 休校日
- (5) 変更 第7条 授業の終始時刻
- (6) 変更 第8条 教育課程
- (7) 変更 第9条 学習の評価
- (8) 変更 第10条 教職員組織
- (9) 変更 第11条 入学資格
- (10) 変更 第13条 入学手続
- (11) 変更 第16条 修了・卒業の認定
- (12) 変更 第17条 褒賞
- (13) 変更 第18条 懲戒処分
- (14) 変更 第19条 生徒納付金
- (15) 変更 第20条 納入
- (16) 追加 第21条 滞納
- (17) 変更 第22条 生徒納付金の返還
- (18) 追加 第23条 寄宿舎
- (19) 変更 第25条 細則
- (20) 削除 旧第17条 遅刻・欠席・欠課等
- (21) 削除 旧第18条 結果又は欠席にならない場合
- (22) 削除 旧第19条 出席率
- (23) 削除 旧第20条 授業中の禁止行為
- (24) 削除 旧第25条 奨励金
- (25) 削除 旧第27条 訓告・停学・退学
- (26) 削除 旧第29条 外国人登録証明書及び旅券の写し提出
- (27) 削除 旧第30条 居住地及びアルバイト先変更の提出
- (28) 削除 旧第31条 一時帰国
- (29) 削除 旧第32条 健康保険
- (30) 削除 旧第33条 インターネット使用
- (31) 削除 旧第34条 飲食・喫煙等

11. 平成30年10月1日、一部条文の変更、施行。

- (1) 変更 第4条 コース・修業期間・収容定員（200名から240名）
- (2) 変更 第10条 教職員組織

12. 令和3年7月1日、一部条文の変更及び追加、施行。

- (1) 変更 第1条 目的
- (2) 追加 第4条 自己点検・評価
- (3) 変更 第5条 コース・修業期間・収容定員
- (4) 変更 第7条 休校日

- (5) 変更 第9条 教育課程
- (6) 変更 第14条 入学手続
- (7) 変更 第16条 退学
- (8) 変更 第17条 修了・卒業の認定
- (9) 変更 第20条 生徒納付金

13. 令和6年4月1日、生徒納付金の変更に伴う一部条文の変更、施行。

- (1) 変更 第14条 入学手続き
- (2) 変更 第20条 生徒納付金
- (3) 変更 第21条 納入
- (4) 変更 第22条 滞納

14. 令和8年4月1日、生徒納付金の変更に伴う一部条文の変更、施行。

- (1) 納入